



離婚前後の養育費等相談支援の拡充

～離婚によって子どもが受ける心理的・経済的負担を最小限に～

コロナ禍で特にひとり親家庭の経済状況が悪化



離婚前後の保護者を支援

離婚前後の養育費等相談支援の拡充を図り、離婚によって子どもが受ける心理的・経済的負担を最小限にとどめ、子の健やかな成長を促すために、離婚前後の保護者を支援し、養育費の継続的な受取りと適切な面会交流を実施します。



① **母子・父子自立支援員を増員**します！

ひとり親からの相談件数（養育費関連等）が増加

子ども養育に関すること（保育所の入所、教育費等）、生活相談件数

平成30年度 4,925件 うち養育費関連13件

平成31年度 4,611件 うち養育費関連45件

令和2年度 5,600件 うち養育費関連64件（上半期のみ）



◎母子・父子自立支援員を増員し相談体制及び支援体制（同行支援）を強化します
(3名 → 6名)

※母子・父子自立支援員とは、ひとり親家庭等の自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行っています。

② **養育費保証料を助成**します！

保証会社と養育費保証契約を結ぶ際の本人負担額の一部を助成します。

※養育費保証契約を結ぶことで、万が一、元パートナーの養育費の未払いが発生しても、保証会社が養育費の立替え等を行い、養育費分の収入が保証されます。

→ 保証料上限額 5万円を助成 ※**所得制限なし**



やさシティ、まつど。
matsudo

③ 養育費の**公正証書作成費用**（手数料等）を**助成**します！

養育費を確実に受け取り、不払いとなるのを防ぐため、公正証書作成費用の一部を助成し、公正証書の作成を奨励します。

→ 作成費用上限額 **19,500 円**を助成 ※**所得制限なし**

④ **面会交流支援・弁護士無料相談**を実施します！※委託事業

◇面会交流 → 事前相談・立ち合い等行います

◇弁護士相談 → 法律的に難しい相談について弁護士相談を実施します

無料
無料

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市子ども部子育て支援課 ☎047-366-7347

FAX 047-703-1005 ✉mckosodateshien@city.matsudo.chiba.jp